

1 自己評価及び外部評価結果

【事業所概要(事業所記入)】

事業所番号	4090400153		
法人名	株式会社 ニチイ学館		
事業所名	ニチイケアセンター 北九州神幸		
所在地	〒802-0038 福岡県北九州市小倉北区神幸町3番29号 093-551-2881		
自己評価作成日	平成27年07月08日	評価結果確定日	平成27年08月24日

【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】

・入居者様それぞれが、その方らしい自立した生活を送っていただけるよう、介護計画に基づいた支援を行っている。
 ・個人の尊厳を重要視し、自己決定の機会を増やし、毎日の生活が充実したものになるようにコミュニケーションを密に取っている。
 ・入居者様が安心、安全に生活ができるよう、医療連携を図り、毎日の健康の維持、向上を図っている。
 ・なじみのある方達との繋がりを大切に、近隣の保育所や、御家族との関わりの機会を増やせるよう、行事への積極的なご参加を頂いている。

【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】

「ニチイケアセンター 北九州神幸」は、周辺に中学校、小学校、保育所等の文教地区の一角にある、2ユニット(定員18名)のグループホームである。隣接の保育所との年間を通じた交流が定着し、利用者が元気で明るい笑顔で、園児と過ごす様子は楽しそうである。管理者は利用者が、馴染みの地域の中で、築き上げた人間関係や、地域社会との関わりを途切れさせないように支援し、利用者の孤立化を防ぎ、生きる力に繋がるように、家族や友人、知人との関係継続に努めている。毎年2回の外出レクリエーションは、福祉バスを借りて、利用者と家族と一緒に出かけ、楽しい思い出作りにも力を入れている。また、家族会を兼ねて行事を開催し、多くの参加者があり、家族同士の交流が始まっている。また、ホームドクターが隔週毎に往診し、訪問看護師との提携で、利用者の健康管理は万全なグループホームである。

事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。(このURLをクリック)

基本情報リンク先	http://www.kaigokensaku.jp/40/index.php
----------	---

【評価機関概要(評価機関記入)】

評価機関名	特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会		
所在地	福岡県北九州市小倉北区真鶴2丁目5番27号 093-582-0294		
訪問調査日	平成27年08月03日		

・サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) 項目 1~57で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します			
項目	取り組みの成果 該当するものに印	項目	取り組みの成果 該当するものに印
58	職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:25,26,27)	65	職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができている (参考項目:9,10,21)
59	利用者や職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:20,40)	66	通いの場やグループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,22)
60	利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:40)	67	運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが広がったり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4)
61	利用者は、職員が支援することで生き生きとした表情や姿がみられている (参考項目:38,39)	68	職員は、活き活きと働いている (参考項目:11,12)
62	利用者は、戸外の行きたいところへ出かけている (参考項目:51)	69	職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う
63	利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:32,33)	70	職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う
64	利用者は、その時々々の状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らしている (参考項目:30)		

自己評価および外部評価結果

〔セル内の改行は、(Alt+) + (Enter-)です。〕

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	次のステップに向けて期待したい内容
			実践状況	実践状況	
理念に基づく運営					
1	1	理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	法人理念「誠意・誇り・情熱」を理解し、ユニット内に掲示してある個別の事業所理念を毎日の業務の中で意識して、業務に当たっている。	法人理念を掲示し、「私たちの7つの心得」と共に、会議時に確認している。また、ホーム独自の理念、「その人らしい自立した生活を・誇りと尊厳のある暮らしを・なじみのある人生との繋がりを・守り、寄り添い、支え、共に築き上げていきます」を掲げ、職員は理念を共有して実践に向けて取り組んでいる。	
2	2	事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	町内会長様がお便りを持参していただいたり、近隣の方達とはホームの前を通る際や買物中にご挨拶やお声掛けを頂いている。近隣の保育所とは年間計画を立て、継続した交流の機会を設けている。	近隣保育所の園児との交流は、年間計画に沿って定期的に行なわれ(出張学会や芋掘り等)、利用者の大きな楽しみとなっている。また、町内会に加入し、町内会長から情報提供を受けたり、近隣住民と日常的な挨拶を交わす等している。	職員不足と利用者の重度化により、地域交流がなかなか拡がらず、現状維持が精一杯の状況である。小中学生の職場体験やボランティアの受け入れ、地域行事や公民館活動への参加、相談業務等、少しずつ地域に拡げて行く事を期待したい。
3		事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている	運営推進会議への出席を頂いた際に、勉強会を毎回実施している。実際の現場を通して体験した事例等を参考に、認知症高齢者への対応や、支援の仕方等をお話をさせていただいている。		
4	3	運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	おおよそ2ヶ月に一度の開催を定期的に行っている。ホームの現状や今後の取り組み予定等の報告が主な内容だが、参加者からの認知症や、介護についての質問、意見が出ることも多く、サービスの質の向上に役立っている。	会議は2ヶ月毎に開催し、面会を兼ねて家族が多く参加している。ホームの近況報告や行事報告を行い、家族からも質問や要望が出され、双方向的な会議になっている。また、会議の中で、「認知症高齢者への食事と食事介助」「認知症高齢者介護の事例」等、勉強会を実施し、認知症、グループホームの啓発に繋げている。	会議内容の充実の為、会議の中で勉強会を行う等工夫はしているが、更なる充実を図るため、参加メンバーの増員に向けての取り組みを期待したい。
5	4	市町村との連携 市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くように取り組んでいる	地域包括センターの方とも連絡を取り、運営推進会議への参加も頂いている。その中で情報の共有や意見交換等も行っている。	管理者は行政窓口にも、困難事例や事故報告を行ったり、疑問点を相談する等して連携を図っている。また、運営推進会議に、地域包括支援センター職員の参加があり、ホームの現状を理解してもらっている。	
6	5	身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介護指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	拠点内の勉強会を通じ、身体拘束についてスタッフ全員が理解している。身体拘束だけでなく、スピーチロックについても理解し、身体拘束を行わないケアの実践に取り組んでいる。	内部勉強会の年間計画の中で、必ず身体拘束、虐待について学ぶ機会を設けている。日々の介護の中で、職員間で話し合いながら、色々なアプローチを行い、身体拘束をしないケアの実践に取り組んでいる。	
7		虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見過ごされることがないように注意を払い、防止に努めている	拠点内の勉強会を通して高齢者虐待について学んでいる。ニチイ学館の高齢者虐待防止のスローガンである、「しない、させない、見逃さない」を実践している。		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
8	6	権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	拠点内の勉強会を通して、権利擁護、成年後見制度について学んでいる。現在は制度を利用している御家族はいないが、今後相談を受けることもある為、関係機関にスムーズに繋げることができるよう、学んでいる。	権利擁護に関する制度について、内部勉強会で学んでいる。制度に関する資料やパンフレットを用意し、利用者や家族から相談があれば、利用者の権利や財産が不利益を被らないように、制度の内容や申請手続きについて説明を行い、関係機関と連携が取れる体制を整えている。	
9		契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又は改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	契約時や、契約内容の改定の際は、必ず御家族に十分な説明を行い、ご理解をいただいた上で同意を得ている。		
10	7	運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	御家族との連絡は密にとっており、運営推進会議や、電話での報告の中で、サービスの内容についても話し合う機会を増やしている。また、苦情受付窓口や、意見箱の設置を行ない、御家族の意見を反映できるような体制を整えている。	玄関に意見箱を設置し、苦情受付窓口を掲示している。家族の面会や運営推進会議の時に家族と話し、意見、要望を聴いている。面会が難しい家族に対しては、電話連絡を行い、要望を聴いている。ユニット毎の手書きの便りを送付し、写真は個々のアルバムにまとめて面会時に見て頂き、ホームでの暮らしぶりを伝え、家族の安心と信頼に繋げている。	
11	8	運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	スタッフ全員参加の全体会議と、ユニットごとに行う会議を月1回ずつ行っている。その中でスタッフからも意見や提案が積極的に出ている。可能な範囲で運営に反映させている。	毎月行われるホーム全体会議では、勉強会と行事についての話し合いを行い、別の日に行うユニット会議では、業務の流れについてや、利用者へのアプローチの仕方や、カンファレンスを中心とした話し合いを行なっている。職員から出された意見は、出来るだけ運営に反映させるよう努力している。	
12		就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	資格取得や勤務年数等が実績に反映される為、積極的な資格の取得や、上位職を目指す意思を尊重している。管理者と業務内容について話す機会も多く、介護サービスの評価を行うことで、モチベーションのアップに繋げている。		
13	9	人権尊重 法人代表者及び管理者は、職員の募集・採用にあたっては性別や年齢等を理由に採用対象から排除しないようにしている。また、事業所で働く職員についても、その能力を發揮して生き生きとして勤務し、社会参加や自己実現の権利が十分に保証されるよう配慮している	スタッフ採用について年齢、性別、経験の制限は行っていない。採用後も研修やキャリアアップ制度等で、現場の中で能力を發揮できるような体制が整っている。	職員の募集は年齢や性別の制限はしていない。採用後は、新人研修や内部での勉強会を通して質の向上を図り、資格取得についても奨励している。現在は、20代から60代の職員が、助け合いながら補い合っている。	
14	10	人権教育・啓発活動 法人代表及び管理者は、入居者に対する人権を尊重するために、職員等に対する人権教育、啓発活動に取り組んでいる	研修や勉強会の中で、入居者様の人権を守り、生き活きと生活していただけるよう学んでいる。また、コンプライアンスについても勉強会を行っており、人権を尊重した支援に取り組んでいる。	勉強会の中で、利用者の尊厳を守る介護のあり方を学び、職員一人ひとりが言葉遣いや対応に注意し、利用者の安心した暮らしに寄り添う介護の実践に取り組んでいる。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
15		職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	内外の研修への参加希望者がいた場合には、シフト調整を行っており、積極的な研修への参加ができるような環境を作っている。		
16		同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	営業等で行事参加の機会を作り、今後は積極的に交流を行えるような体制を作っていくたい。		
安心と信頼に向けた関係づくりと支援					
17		初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている	入居前のアセスメントはセンター方式を活用している。入居前の面談でも、ご本人の不安や心配ごと等について話を傾聴し、できる範囲で対応を行ない、ご本人が安心して過ごして頂けるような信頼関係を築いていけるよう努めている。		
18		初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている	御家族にも入居前の面談時に、入居後の不安や心配ごとが無い聴き取りを行っている。安心してホームへの入居をまかせていただけるよう、入居後も密に連絡を取っている。		
19		初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている	ご本人、御家族の意見を取り入れ、介護計画に反映させている。また、入居して日が浅い時期は、御家族、ご本人共に不安が大きい為、柔軟な対応で必要としている支援を見極めるように努めている。		
20		本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	スタッフと入居者様がなじみの関係を築いていけるようにコミュニケーションや対話の時間を大切にしている。入居者様が安心して過ごしていただけるような信頼関係を築いていけるよう努めている。		
21		本人を共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている	来訪された御家族とは、スタッフもお話させていただく機会が多い。支援の内容や方法等について、御家族と相談させていただくこともあり、サービスに反映させている。		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
22	11	馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	年に数回は御家族にも参加していただけるような大きな行事を計画しており、積極的な参加を頂いている。また、御家族の希望があれば外出等も行える体制が整っている。	入居時のアセスメントを見直したり、家族に聴く等して、利用者の馴染みの人や場所の把握に努めている。家族や親戚、友人等の来訪を歓迎し、訪ね易い雰囲気づくりを心掛け、利用者が長年培ってきた馴染みの関係が継続できるように支援している。	
23		利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずに利用者同士が関わり合い、支え合えるような支援に努めている	入居者様の生活習慣、性格等を考慮し、状態に応じてリビングでの座席配置を決定している。入居者様同士のコミュニケーションが円滑に進むよう、スタッフが間に入り、会話の橋渡しも行っている。		
24		関係を断ち切らない取組み サービス利用(契約)が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている	退去後もこれまでに築いた関係性を大切にしており、行事への参加の声掛け等を行っている。また、介護についての相談等の支援も行っている。		
、その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント					
25	12	思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	アセスメントを活用し、コミュニケーションを積極的に取ることや、アプローチを変えることで、本音や意見を聞き出している。意思表示の難しい方は、表情や仕草から意向を汲み取ったり、御家族の意見を参考にして、その方らしい生活を送っていただけるよう支援を行っている。	アセスメントを基に利用者に関わる中で、思いや意向の把握に努め、家族に相談しながら、その方らしい暮らしの支援に取り組んでいる。アプローチを変えてみる事で、本音を引き出したり、1対1になる入浴の時間に一人ひとりの思いを聞き出す努力をしている。	
26		これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている	入居時のアセスメントで生活歴や生活環境についての把握を行っている。入居後もご本人とのコミュニケーションの中や、御家族のお話の中から、これまでの生活歴や趣味嗜好を汲み取っている。		
27		暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている	日頃から観察を行ない、無理のない生活が送れるような支援を行っている。変化があった場合には、会議等で情報共有を図り、柔軟な対応を行っている。		
28	13	チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	入居者様本人、御家族、提携医等と意見の交換を行ない、介護計画に反映させている。スタッフの意見や日常生活支援シート等も参考にし、状態の変化には会議内で全員で話合う。現状に合わせて計画内容の変更も行う。	利用者、家族の意見や要望を聞き取り、前回の介護計画の実施状況や目標達成状況を確認し、それらを踏まえて定期的に介護計画を作成している。また、職員の見解や気づき、日常生活支援シート等を参考にして、利用者本位の介護計画を作成している。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
29		個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	個別に介護記録を記入している。誰が見ても1日の様子がわかるように、サービス内容や結果を記入し、全員が情報を共有できるようにしている。		
30		一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	ご本人の状態や、体調の変化、御家族の生活状況の変化等を考慮し、柔軟な対応を行っている。提携医以外の通院や、訪問歯科による診療、美容院への外出等、ニーズに合わせた対応を行っている。		
31		地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	自治会による広報紙を読まれたり、近隣の保育所との交流は入居者様が大変楽しみにされており、町内の一員として暮らしに充実感が持てるよう支援を行っている。		
32	14	かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切に、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	入居時にできる限り協力医療機関にかかりつけ医の変更をお願いしているが、相談の上、他の医療機関での対応も行っている。月に2回、提携医による往診が行われる。状態に変化があった場合にも、都度報告、相談を行っている。	入居時に話し合い、現在は全員が協力医療機関が主治医であり、2週間毎の往診を受けている。近隣の病院なので、往診以外も受診する事もある。他科受診については、原則家族対応であるが、都合や緊急を要する場合には管理者が対応し、利用者が安心して適切な医療を受けられるよう支援している。	
33		看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している	医療連携体制による訪問看護師の往診が週に1回行われている。状態の相談も行っており、提携医への連絡、情報の共有も行っている。		
34		入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。	入院時にはサマリー、処方薬の内容、既往歴、ホーム内での生活状況等を説明し、円滑な治療が行われるように努めている。入院中も連絡を密に取り、退院に向けて状態の把握に努めている。		
35	15	重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所ですることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる	契約時に重度化した場合の指針について説明し、同意を得ている。実際に状態が悪化した場合は、御家族、関係医療機関等と話し合い、意向を確認し、対応を行っている。	契約時に、「重度化した場合における対応に係る指針」を基に、ホームで出来る支援と出来ない支援について説明を行い、同意を得ている。利用者が重度化した時に、改めて話し合う事とし、家族の揺れ動く気持ちに沿った支援に努めている。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
36		急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	緊急時対応マニュアルに沿った勉強会もっており、対応に当たっている。救急搬送が必要になった場合は、必要書類等をまとめており、管理者が居ない場合でも迅速な対応ができるような体制を整えている。		
37	16	災害対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	避難訓練は年2回定期的に行っている。最も困難とされている夜間を想定した訓練を行っている。また、各居室に非常食や飲料水を常備しており、非常用の持ち出し袋も用意している。	年2回、夜間を想定した避難訓練を実施し、1回は消防署の参加を得て行っている。2階の利用者9名が、安全に避難できるように、担当職員を中心に、ほぼマニュアル化を図り、全体で4分台で避難誘導が行えている。非常食、飲料水については管理台帳で賞味期限等を管理し、非常用持ち出し袋も用意している。	
その人らしい暮らしを続けるための日々の支援					
38	17	一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	接遇マナーについての勉強会を行っており、入居者様の誇りと尊厳を傷つけないような声掛けの仕方等には注意して取り組んでいる。また、入社時に誓約書を交わし、個人情報についての守秘義務を徹底している。	勉強会の中で、接遇や身体拘束と合わせて、利用者のプライバシーの確保について話し合い、利用者のプライドや羞恥心に配慮した介護の実践に取り組んでいる。また、職員の守秘義務や、利用者の個人情報の取り扱いについては、周知徹底している。	
39		利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が思いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている	支援を行う際には必ず声掛けを行っている。拒否があった場合は無理強いせず、アプローチを変えてみることで対応している。また、表情等から気持ちを読み取り、必要に応じて個別での対応も行っている。		
40		日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切に、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	ホームの1日の流れ沿って支援は行っているが、ご本人の体調や気分に合わせて柔軟に対応し、支援を行っている。		
41		身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している	2ヶ月に一度、訪問美容を行っている。服をご自身で用意できない方は、スタッフが用意し、季節や温度に合わせて身嗜みを整えている。また、可能な方は美容院への外出支援も行っている。		
42	18	食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている	献立を決める際には入居者様と話し、候補を決めることもある。好きな食材や味付け等を把握し、食事を楽しんで頂けるように支援を行っている。食事前の台拭きや滑り止めの用意、エプロンの用意等を一緒に行うこともある。	法人本部の管理栄養士のメニューを基に、ユニット毎に職員が工夫しながら交代で調理して、家庭的な手作りの食事を毎食提供している。レクの一環として外出に出かけたり、病院受診の帰りに昼食を食べて帰る等、気分転換を兼ねて、食事を楽しむ事の出来る支援にも取り組んでいる。	

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
43		栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	社内のレシピを参考にして調理を行っている。量や食事の形態は状態に応じて調節している。食事量や水分量は毎食分記録し、毎日の摂取量の推移の確認に役立っている。		
44		口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	毎食後に口腔ケアを行っている。出きる限りご本人に行っていたが、手が届かない部分は支援を行っている。定期的に訪問歯科を利用し、口腔内の健康の維持を行っている。		
45	19	排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている	定期的な声掛けや誘導を行い、排泄のリズムを作っている。日中、夜間を通しての排泄回数も記録しており、排泄の自立にむけて役立っている。	職員は、利用者の排泄パターンを把握し、利用者の表情や仕草を観察しながら、声掛けやトイレ誘導を行い、出来るだけ失敗のない排泄の支援に取り組んでいる。ベッド上で過ごす事が多い利用者についても、時間帯を決めてトイレ誘導を行ったり、失禁の多かった方が布パンツにパット使用に改善される等、職員の細やかな関わりと工夫により改善が見られている。	
46		便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる	主食のご飯には市販の寒天(マンナンヒカリ)を使用したり、食事に野菜を多く取り入れる等で、便秘の解消に役立っている。水分量の調整をこまめに行い、歩行運動やレクリエーションへの積極的な参加を促している。		
47	20	入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めず、個々にそった支援をしている	入浴は基本的に週に3回、1日おきに実施している。希望があれば曜日や時間、回数の変更にも対応している。気分によって拒否等がある場合は、更衣のみを行ったり、清拭に変更したりしている。	入浴は週3回を基本とし、利用者の希望や状態に合わせた支援を行なっている。入浴の時間は、1対1でゆっくり話をするように心がけ、利用者の色々な思いを引き出す努力をしている。入浴を拒否する方には無理強いはせず、清拭や足浴で対応し、入浴は菖蒲湯等で季節感を大切に支援している。	
48		安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	その時々状況に合わせて、日中でも居室で休んで頂いている。夜間に良眠されるよう、日中はレクリエーション等で活動量を上げ、活性化を図っている。		
49		服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	それぞれの薬は説明書にて目的、副作用、用法、用量等の確認を行っている。処方箋は過去のものも含め、スタッフが確認できるようにまとめている。症状や状態に変化があった場合は主治医に相談し、対応をしている。		

自己	外部	項目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
50		役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	洗濯たみや、食器拭き等、ご本人のできることを見つけ出し、生活の中に役割を持っていただいている。また、可能な方は外出をして外でおやつを召し上がっていただいたり、お祝い事のある時にはノンアルコールビールを提供したりしている。		
51	2.1	日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している	天気や気温等を配慮した上で、外出が可能な方には御家族との相談の上、通院等の外出を行っていただいている。また、可能な方は美容院に外出支援を行なっている。	家族の協力を得て、病院受診や外食、美容院に出かけ、利用者の生き甲斐に繋げている。また、毎年2回、福祉バスを利用しての外出レクリエーションに取り組み、家族の参加もあり、大変喜ばれている。	利用者の重度化と高齢化、職員不足により、以前より外出の機会が減少しているが、遠くに出かけなくても、ちょっとした外気浴や散歩を行う事で、日常的に外の空気に触れられるような取り組みを期待したい。
52		お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	個人で金銭の所持はしていないが、ホームでお小遣いを御家族からお預かりしている。外出時等でご本人様が購入されるものはその中から支払いを行っている。		
53		電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	入居者様からの希望があった場合には、御家族と事前の相談の上、可能な範囲で支援を行っている。		
54	2.2	居心地のよい共用空間づくり 共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	季節感を感じていただけるよう、毎月スタッフが壁紙や飾りつけを変更している。テレビの音量や室温等は常に注意し、心地よく過ごして頂けるように調整を行っている。その時々によって、座席の位置の変更も行っている。	2階建ての建物内は、照明や音、温度、湿度、換気に注意し、利用者が気持ちよく過ごせるよう配慮している。また、毎月、壁の掲示物や飾りを変更し、季節感や生活感を感じられるように取り組んでいる。全館に、利用者の安全に配慮したバリアフリーを完備し、安心して居心地良く過ごせる環境である。	
55		共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている	全ての入居者様のお部屋は個室になっており、自由に過ごして頂けるようになってきている。リビングの座席は固定ではないため、お話をされる方同士で椅子を動かしたりすることで、支援を行っている。		
56	2.3	居心地よく過ごせる居室の配慮 居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	入居時にご本人、御家族と相談し、使い慣れた物の持込か、購入されるかを決めている。原則、持込の物は転倒や落下の危険が無いものであれば持ち込んで頂いている。	利用者が使い慣れた馴染みの物を持ち込んでもらい、安全に、安心して暮らせるように家族と相談しながら室内を整えている。また、室内は清掃が行き届き、利用者が気持ちよく暮らせる環境である。	
57		一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している	全室バリアフリーであり、トイレや浴室もわかり易く明記されている。安全を配慮し、リビング内には転倒の危険があるようなものは置いていない。		